

熊本市公報(契約)

第16号

発行所 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市総務局契約監理部契約政策課

発行日 平成30年4月27日

目次

○入札公告（熊本市新消防指令管制システム構築等業務委託）…………… 1

契約公告第 269 号
平成30年4月27日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける調達契約について、公募型プロポーザル方式による手続きを実施するため、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一史

1 業務概要

(1) 業務委託名

熊本市新消防指令管制システム構築等業務委託

(2) 目的及び概要

本業務は、最新の情報通信技術を活用し、あらゆる災害に迅速かつ円滑に対応できる新消防指令管制システムの構築を平成32年度の運用開始までに行い、運用開始後5年間の保守業務及び既設設備の撤去を行うことを目的とする。

ア 新消防指令管制システム構築

イ 機器の設置・据付作業

ウ 同上システム及び機器の保守

エ 同上システムの利用者研修

オ 本業務に付帯するその他の必要な業務

カ 既設設備の撤去及び処理

※詳細は基本仕様書を参照のこと。

(3) 履行場所

熊本市中央区大江三丁目1番3号ほか

(4) 履行期間

契約締結日から平成37年3月31日まで

(5) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

ア 構築費（平成30年度～平成31年度）

2,299,985千円（A）

イ 保守費（平成32年度～平成36年度5ヵ年総額）

790,503千円（B）

但し、それぞれ（A）、（B）を上限とする。

※ 消費税及び地方消費税は、各年度とも8%で計算すること。

※ 提案内容に関わらず、この上限額を越える提案は無効とする。

2 担当部局

〒862-0971 熊本市中央区大江三丁目1番3号

熊本市消防局警防部情報司令課（熊本市消防局3階）

電話：096-363-7137（直通）

FAX：096-366-6679

メールアドレス：shouboujouhou@city.kumamoto.lg.jp

3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

(1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。

さらに、業種として、第1分類「⑰」・第2分類「1」業務（⑰-1 情報システム全般の設計、開発、維持管理）での登録をしていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

(4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。

(5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(6) 消費税及び地方消費税並びに熊本市税の滞納がないこと。

(7) 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。

(8) 過去5年間において、総務省消防庁が消防防災施設整備費補助金交付要綱で定める高機能消防指令センターⅢ型の構築業務を元請業務として履行完了した実績があること。なお、本件同様に構築と保守を一括した業務となっているものについては、構築が履行完了していれば実績を有していると判断する。

(9) 本件プロポーザルに事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。)として参加表明書を提出した場合、その組合員は単体として、参加表明書を提出することはできない。

本件プロポーザルに事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員についても併せて(5)及び(8)の要件を全て満たす者であること。

4 熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条第1項の申請

3(1)に挙げる参加資格者名簿に登録されていない者も参加表明書等を提出できるが、参加するためには当該競争入札等参加資格審査申請を行い、審査を受け、かつ、競争参加の資格の確認を受けなければならない。

(1) 競争入札等参加資格審査申請書の交付方法

申請書様式は、熊本市ホームページに掲載するほか、希望する場合は4(5)の担当部署で配布する（(配布については休日を除く。）。配布時間は午前9時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）。熊本市ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。なお、ホームページのURLは、次のとおり。

http://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=3331&class_set_id=2&class_id=195

郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

(2) 提出方法

参加資格要綱に定める申請書に必要書類を添付し、持参又は郵送により提出すること。なお、提出の際は封筒に入れ、封筒の表面に「特定調達契約に係る参加資格審査申請書在中」、「業務委託名」及び「ヒアリング日時」を明記すること。郵送する場合は一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。受付時間は午前9時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）。

(3) 競争入札（見積）参加資格審査申請書の提出期限

平成30年5月9日（水）（休日を除く。）の午後4時まで。
郵送する場合は、同日までに必着すること。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(4) 競争入札（見積）参加資格審査申請書及び必要書類は日本語で作成すること。なお、必要書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(5) 提出先

ア 持参の場合

熊本市中心区花畑町9番6号

マスマチュアル生命ビル2階

熊本総務局契約監理部契約政策課物品契約班

イ 郵送の場合

〒860-8601 熊本市中心区手取本町1番1号

熊本市長（熊本総務局契約監理部契約政策課物品契約班）宛

5 申請手続等

(1) 参加表明書の交付期間及び方法

平成30年4月27日（金）から平成30年5月9日（水）まで

熊本ホームページへ掲載するほか、希望する場合は2の担当部局で配布する（担当部局での配布については熊本の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）。郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

担当部局での配布は、午前9時から午後5時まで。熊本ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。

(2) 参加手続き等

本件プロポーザルの参加希望者は、参加表明書及びその他の必要書類（以下「参加表明書等」という。）を提出し、参加資格の有無について市長の確認を受けなければならない。

提出方法等については、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

(ア) 公募型プロポーザル参加表明書（様式第1号）

(イ) 公募型プロポーザル参加資格審査調書（様式第2号）

(ウ) 会社概要書（様式第3号）

(エ) 同種業務実績調書（様式第4号）

（同種業務の実績については、参加表明書等提出日までに履行が完了したのものに限る。）

(カ) 同種業務の実績を証する契約書の写し（必須）

なお、これだけでは同種業務の実績を有することが判断できない場合は、他の判断できる資料（図面、仕様書等の設計図書又は発注者の証明等）で併せて補完すること。

イ 提出期限

平成30年5月9日（水）午後5時まで

郵送する場合も、上記提出期限までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

ウ 提出部数

1部とする。

エ 提出先

(ア) 持参の場合

2の担当部局

(イ) 郵送の場合

〒862-0971 熊本市中央区大江三丁目1番3号

熊本市長（熊本市消防局警防部情報司令課）宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「参加表明書在中」を明記すること。

オ 留意事項

(ア) 様式については、参加表明書等提出日時点において記載すること。

(イ) ア(カ)の書面が添付されていない場合は、当該許可、実績又は資格を有しているとは認めない。

また、ア(カ)により提出された他の判断できる資料では、同種業務の実績を有することが判断できない場合も実績を有しているとは認めない。

(ウ) 事業協同組合として本件プロポーザルに参加する場合は、参加資格審査調書（様式第2号）中「業務を担当する組合員名」に係る部分も記載すること。業務を担当する組合員を特定することが困難な場合は、複数の候補組合員名を記載してもよいこととする。この場合において、うち1組合員でも3(8)及び(9)に規定された要件を満たさない場合は参加資格がないと認める。

(3) 参加資格の確認

参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとする。ただし、熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条第1項の申請をする者については、この限りでない。結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、参加資格確認結果通知書により通知する。

6 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 説明会

説明会等は実施しない。

8 仕様書等に対する質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

書面（様式第5号）により持参、ファクス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

イ 提出期間

平成30年5月1日（火）から平成30年6月1日（金）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

ウ 提出先

2の担当部局

FAX：096-366-6679

メールアドレス：shouboujouhou@city.kumamoto.lg.jp

- (2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

平成30年5月1日（火）までに開始し、平成30年6月7日（木）までとする。

イ 閲覧場所

2の担当部局

9 プロポーザルに参加する者が1者である場合の措置

参加する者が1者であっても、プロポーザルを行うものとする。

参加する者が1者となった場合、評価点数が満点の6割以上の得点がなければ契約候補者として認めないものとする。

10 提案書等の提出

5(3)の通知により参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、提案書等を提出するものとする。

(1) 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。電送（ファックス、電子メール等）による提出は受け付けない。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

ア 提案書表紙（様式第6号）

イ 提案書

ウ 実施体制及び従事者調書（構築）（様式第8-1号）

エ 実施体制及び従事者調書（保守）（様式第8-2号）

オ 構築スケジュール（様式第9号）

カ 発注仕様書案

キ 機能表（様式第10号）

(2) 提出媒体等

提案書の提出は、紙及び光学メディアとする。

ア 紙媒体での提出について

(ア) 10(1)ア～オを提案書等として一綴りにまとめ提出すること。提出はA4版に製本すること。また、提案書等には審査項目ごとにインデックスを付すること。

作成部数は、表紙に商号又は名称の記載、代表者職氏名（契約締結権限者氏名）の記載及びその印を押印した正本を1部、表紙を含め全てにおいて参加者名、参加者製品名等の事業者を特定させる文言等を表記していない副本を20部提出するものとする。

なお、10(1)カ及びキについては、それぞれ1部を提出するものとする。

印刷は片面印刷とする。

イ 光学メディアでの提出について

(ア) CD-ROM又はDVD-ROMの光学メディアに、10(1)ア～キをデータ格納し1部提出すること。

(イ) 光学メディアに書き込むファイルの形式は、Microsoft Office2010で読み込み可能なWord、Excel、PowerPoint又はPDFで作成すること。ただし、様式第10号はExcel以外での提出は不可とする。また、最新の定義体を適用したウイルス対策ソフトでウイルスチェックを行い提出すること。

(3) 提案書等の作成及び提出方法

提案書等は、以下に定めるところにより、作成すること。

ア 「熊本市新消防指令管制システム構築等業務委託提案書等審査基準」の審査項目について、考え方、経験、実施方法、ポイント、理由、背景などを明確に示すこと。

イ 基本仕様書は、本市が求める機能の大要を定めたものであり、特定メーカーの機能等を指定するものではないという趣旨を十分に理解した上で、基本仕様書に記載してある機能等の実現内容（代替提案を含む。）、基本仕様書に記載のない機能の提案（追加案等）について記載すること。

ウ 提案書の内容は、参加者が実現できる範囲で記載すること。

エ 提案内容について、その実現に必要な追加費用及び別途費用はすべて受注者の負担となるため、基本仕様書の内容を十分に理解した上で提案すること。

オ 専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図や表などを適宜使用するなど、見やすく明確なものとする。

カ 提案上限額（1(5)）の範囲内での提案とすること。

キ 参考資料の添付は認めない。

ク 提案書の様式は定めないがA4サイズとする。

ケ ページ数は、別紙熊本市新消防指令管制システム構築等業務委託審査基準に定められたページ数（4(1)を除く）以内とする。

コ ページ番号を付けること。

サ フォントは「MSゴシック」とし、サイズは「11」とする。また、下線等により語句を強調しても構わない。

シ 審査項目4(1)は様式第10号を使用すること。

ス 審査項目5は様式第7号を使用すること。

(4) 発注仕様書案の作成

発注仕様書は選定事業者と協議により決定するが、短時間で発注仕様書の協議を行う必要があることから、提案内容がすべて採用されることを前提とした発注仕様書案（別紙及び別冊含む）を作成・提出すること。作成は、基本仕様書に見え消しなどで変更前後が分かりやすくすること。

なお、発注仕様書案と機能表（様式第10号）の記載内容に著しく相違がある場合は、契約候補者と認めない。

(5) 提出期限

平成30年6月7日（木）午後5時まで

郵送する場合も、上記提出期限までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(6) 提出先

ア 持参の場合

2の担当部局

イ 郵送の場合

提案書を封筒に入れ、提案書に押印した印鑑と同じもので封印し、「業務委託名」、「提案書在中」及び「親展」と記載するとともに、参加者名を記載して、次の宛先へ送付すること。

〒862-0971 熊本市中央区大江三丁目1番3号

熊本市長（熊本市消防局警防部情報司令課）宛

(7) 提出された提案書等は、本市の関係部署及び現在実施している熊本市新消防指令管制システム監理業務の受託業者とも共有する。

なお、熊本市新消防指令管制システム監理業務の受託業者とは、秘密保持を含んだ契約を締結している。

(8) 提案書等を提出しない者については、参加辞退届（様式第11号）を提出すること。

1.1 ヒアリング

(1) 開催日程

平成30年6月19日（火）（予定）に実施する。なお、時間、場所等については、参加資格確認通知時に連絡する。

(2) ヒアリング

提案者1者につき60分程度（最初の20分で提案者による説明、その後委員による質疑応答）を予定。

ヒアリングでは、熊本市が用意したプロジェクタ・パソコン等を使用すること。

提案書等の記載内容以外については説明してはならない。

提案開始予定時刻の10分前（厳守）には待機しておくこと。待機場所は、参加資格確認通知時に連絡する。

(3) ヒアリング用資料

ヒアリング時の説明に際しては、提出した提案書等のみを使用することとし、ヒアリング時の追加資料は受理しない。選定委員会が記載のない項目等を追加したと判断した場合は失格とする。

(4) ヒアリング出席者

実施体制及び従事者調書（構築）（様式第8-1号）及び実施体制及び従事者調書（保守）（様式第8-2号）に記載してある者の中から最大4名まで出席できる。ただし、構築（様式第8-1号）の責任者は必ず出席すること。

(5) ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、当該プロポーザルは無効とする。ただし、悪天候、出席予定者の事故等市長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリングを実施できるときは、再度市長が指示した日時においてヒアリングを行うものとし、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリング等を行うことが困難であると認められるときは、当該プロポーザル参加者のヒアリング実施項目については、全て0点として取り扱うものとする。

1.2 契約候補者の選定方法

参加資格を有する応募者が提出した提案書等を、中立かつ公正に審査し、本業務に係る受託候補者を選定するための委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し審査する。

なお、選定委員会は、応募者の提案した技術面での蓄積したノウハウ等を保護するため、非公開とする。

(1) 8名で構成する選定委員会が各提案について審査を行う。

(2) 評価点は、審査基準に基づき提案書等及びヒアリングにて決定する。審査基準は別紙熊本市新消防指令管制システム構築等業務委託審査基準のとおり。

(3) 評価点を合計した点（満点200点）が最も高い提案者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。ただし、最高得点者が複数ある場合は、審査項目4の評価点が高い者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。この審査項目も同点の場合は、くじにより落札者を決定する。

また、審査基準に基づく評価点の算出において、選定委員会の半数以上がE評価を付した項目がある提案者及び機能表（様式第10号）における必須項目に実現不可能な項目がある提案者については、契約候補者と認めない。

1.3 プロポーザル審査結果の公表に関する事項

(1) 審査結果の通知

プロポーザル参加者全員に対し、12に掲げる提案書等に関するヒアリングを実施した日の翌日から起算して3日（休日を含まない。）以内に通知する。

(2) 審査結果の公表

審査結果は、熊本市ホームページにて公表する。

1.4 契約候補者と決定されなかった者に対する理由の説明

(1) 契約候補者と決定されなかった者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して決定されなかった理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

1.5 契約方法

提出された提案書等の内容に基づき、本市と契約候補者にて仕様及び契約内容の交渉を経て、随意契約により締結する。なお、契約候補者が辞退その他の理由で契約の交渉が出来ない場合は、契約次点候補者と契約の交渉を行うものとする。

契約手続き及び契約書（契約書案参照）は、本市の定めるところによる。

1.6 その他の留意事項

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則第22条の定めるところにより、契約候補者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、発注者が本市である場合は、契約書の写しでも可。）を提出したとき。

(3) 契約書（案）

熊本市ホームページへ掲載するほか、2の担当部局で閲覧に供する。

(4) 参加表明書等に関する事項

ア 提出期限までに参加表明書等及び提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。

イ 参加表明書等及び提案書等の作成及び提出（並びにヒアリング）に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加表明書等及び提案書等は、返却しない。なお、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）の規定により、開示する場合がある。

エ 提出された参加表明書等及び提案書等は、参加資格の確認及び提案内容の審査以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における参加表明書等及び提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

キ 提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、当該提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

- (5) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格があると認められた者が参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。
- (6) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が3に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
- (7) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること（消えるボールペンは不可）。
- (8) 審査結果に対する異議は一切受け付けない。
- (9) 様式第8-1号及び様式第8-2号に記載した従事者の変更は認めない。ただし、従事者の条件等が下がることなく、事前に協議し、委託者が認めた場合はこの限りではない。

1.7 Summary

- (1) Subcontracting Project Name
Kumamoto City New Firefighting Command Control System Construction Subcontract
- (2) Letter of Intent submission period
Friday, April 27, 2018 to Wednesday, May 9, 2018
- (3) Deadline for submission of qualifications
In person: Wednesday, May 9, 2018 by 5:00PM
By mail: Wednesday, May 9, 2018 by 5:00PM
- (4) Deadline for bid submissions
In person: Thursday, June 7, 2018 by 5:00PM
By mail: Thursday, June 7, 2018 by 5:00PM
- (5) Public hearing
Planned for Tuesday, June 19, 2018. Time, date, location, etc. information will be provided when we contact you to confirm your documents.
- (6) Administrating office
〒862-0971 Kumamoto-shi, Chuo-ku, Oe, 3-1-3
Kumamoto City Fire Bureau Fire Defense and Emergency Medical Services Department
Communication and Command Section (Kumamoto City Fire Department 3rd Floor)
TEL: 096-363-7137 (direct line)
FAX: 096-366-6679
Email: shouboujouhou@city.kumamoto.lg.jp